

第2期久留米市自殺対策計画骨子（案）のポイントについて

この骨子（案）では、次期計画の概観を示すとともに、取組の方向性について考え方を整理しており、施策（取組）については、項目のみを挙げております。

施策（取組）の具体的な内容、成果指標の基準値・目標値などの詳細については、次回の協議会の議題にさせていただく予定です。

なお、骨子（案）においては、ポイントを以下のように考えておりますので、ご意見・ご質問などをいただく際、参考にさせていただければ幸いです。

【骨子（案）の内容について】

第1章 計画策定にあたって（P1～P2）

◆2 計画期間

- ・本計画は、国の方針や県の計画を踏まえて策定することから、国の自殺総合対策大綱の見直し期間（5年）に合わせて設定しています。

◆5 SDGs との関係

- ・持続可能でよりよい社会を目指すSDGsの理念と合致することから、17の目標のうち、自殺対策に関連の深い8つの目標について、位置づけています。

第2章 自殺の現状と課題（P3～P5）

◆1 全体状況

- ・4月の本自殺対策推進委員会にて、ご協議いただいた現計画の「最終評価報告書」の状況を記載しています。
- ・R4年の自殺死亡率は16.5であり、現計画の目標達成（15.1以下）には至っていません。さらに、国や県より高い状況です。

◆2 自殺ハイリスク者の状況

- ・「生活困窮者」「高齢者」「中高年男性」「子ども・若者」は、今後も取組みの強化が必要です。
- ・「勤務問題」を原因とする自殺者は、若年層から高齢層までみられ、幅広い世代を対象とした対策の強化とともに、「女性」と「自殺未遂者」もハイリスク者と捉えた対応が必要であると考えています。

◆3 市民の意識や行動

- ・セーフコミュニティに関する実態調査や市民意識調査の結果から、自殺対策に対する正しい認識の醸成、不安や悩み、ストレスを抱えたときに助けを求め、それを受けとめられる環境づくり、働く世代のメンタルヘルスの必要性が特に必要であると考えています。

◆4 地域社会のあり方

- ・現計画の「最終評価報告書」において、自殺をとりまく社会的な課題として、市民

を孤独・孤立にさせない地域づくりを挙げていました。次期計画においてもこの取組は重要であり、人と人とのつながりを実感できる地域づくりが必要であると考えています。

◆5 支援体制・推進体制のあり方

- ・自殺に追い込まれる状況にある方は、複雑かつ複合的な課題を抱えていることが多いことから、支援体制の強化が必要であると考えています。
- ・市民活動団体とのヒアリングを行う中で、全市を挙げて行う自殺対策には、市民活動団体の活動が欠かせないことの認識を深めました。このことから、庁内外での連携強化や、支援者への支援についても取組が必要であると考えています。

◆6 新たな課題への対応

- ・計画期間内においては、インターネット等の普及が急速に進み、インターネットによるいじめや誹謗中傷など情報モラルに関する問題が加速していることや、性的マイノリティ等の人権問題、親の介護や家事などを担うヤングケアラーの問題への対応が必要であると考えています。

第3章 自殺対策の基本的な考え方（P6～P8）

◆1 基本理念

- ・現計画では、国の自殺総合対策大綱の基本理念を本市計画の基本理念としており、次期計画においても変更はありません。自殺対策は、国を挙げて取組を進めているところであり、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

◆2 基本方針

- ・国の大綱における基本認識及び基本方針、本市の現状と課題及び基本理念を踏まえ、以下のとおり定めます。

(1) 生きることを支える取組として推進

- ・自殺は、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときにそのリスクが高まるとされていることから、「生きることの促進要因」を増やす取組を強化したいと考えています。

(2) 関連施策との連携を強化し、包括的な支援に取組む

- ・自殺対策は、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であることから、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高める（有機的な連携）とともに、生きる支援に携わる人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し取組を進めます。

(3) 「自殺は誰にでも起こり得る身近な問題」という認識を持ち、取組を推進

- ・自殺対策には、自殺に対する偏見をなくすとともに、不安や悩み、ストレスを抱えたときに、誰かに助けを求め、またそれを受けとめられる地域づくりの取組が必要であると考えています。

(4) 市民、市民活動団体との協働、関係機関との連携強化により生きる地域づくりを推進

- ・本市の自殺対策計画の基本理念の実現には、市民活動団体や関係機関との協働が不可欠であることから、連携を強化していきたいと考えています。

(5) 命を守る取組、体制づくりを推進

- ・施策（事業）や対策など、自殺予防の環境整備を進めながら、個人に対しては、予防啓発等の「事前対応」、自殺企図など危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合等における「事後対応」が必要です。それぞれの段階ごとに効果的な対応を講じる必要があることから、3つのレベルに応じた取組、体制づくりを進めていきたいと考えています。

◆3 数値目標

- ・国の大綱に倣い、自殺死亡率を平成27年から30%以上減少させることとしております。

第4章 自殺対策の取組（P9～P14）

◆1 施策体系

- ・国の大綱における基本認識及び基本方針、本市の現状と課題及び基本理念を踏まえ、現計画から見直しています。
- ・庁内で取組む施策（事業）については、本骨子（案）には掲載していません。計画素案にてお示しする予定です。

◆2 基本施策

- ・基本施策は、自殺対策を推進する上で欠かすことができない基礎的な取組みとして、4施策挙げています。現計画から大きな変更はありませんが、順番や具体的な取組（施策項目）について見直しています。

◆3 重点施策

- ・現計画では、重点対象者を重点施策に変更し、具体的な取組（施策項目）を設定することで、対策を強化します。
- ・現計画では、重点対象者であった「生活困窮者」「高齢者」「中高年男性」「子ども・若者」を重点施策とします。
- ・「中高年男性」は、重点対象者として、対策に取り組んできましたが、「勤務問題」を原因とする自殺者が若年層から幅広い年代でみられていることから「働く世代」に変更しています。
- ・女性の自殺者は全国的に増加傾向であり、国の大綱においても当面の重点施策に、新しく「女性」が加わったことから、本市でも「女性」を追加しています。
- ・本市の自殺者の3割に自殺未遂者歴があり、自殺未遂は繰り返す傾向があることから、「自殺未遂者」を新たに加え、支援を強化したいと考えています。

◆4 生きるを支える関連事業

- ・基本施策と重点施策とに掲げる事業以外で、市民の生活や生きることを支えている事業については、「生きることの包括的な支援」として、関連施策に置く予定です。

第5章 計画の推進と進行管理（P 15）

◆1 推進体制

- ・現計画から変更はありません。

◆2 進行管理

- ・庁内の自殺対策の進捗状況の把握と管理については、基本施策と重点施策の施策項目に置いた事業の中から、主要な事業について成果指標を設定し、達成状況を把握し、事業の評価を行います。